指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業 にかかる一部委託料について

平成 30 年4月1日からの介護報酬改定において、指定介護予防支援については報酬の改定が行われないことから、一部委託料については現行のとおりとする。

- 1 介護予防支援費
 - 1-1 基本単価
 - (現 行) 介護報酬 430 単位/月・・・4, 781円 (地域区分上乗せ含む) (430×11.12「2級地」)

介護予防支援にかかる一部委託料

4,207円(うち、消費税及び地方消費税311円)

- 1-2 初回加算
 - (現 行) 介護報酬 300 単位/月・・・3, 3 3 6 円 (地域区分上乗せ含む) (300×11.12[2級地])

初回加算にかかる一部委託料

- 1,301円(うち、消費税及び地方消費税96円)
- 1-3 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算
 - (現 行) 介護報酬 300 単位/月・・・3, 3 3 6 円 (地域区分上乗せ含む) (300×11.12[2級地])

連携加算にかかる一部委託料

- 2,169円(うち、消費税及び地方消費税160円)
- 2 第1号介護予防支援事業
 - 2-1 基本単価
 - (現 行) 介護報酬 430 単位相当/月・・・4,781円(地域区分上乗せ含む) (430×11.12[2級地])

介護予防支援にかかる一部委託料

- 4,207円(うち、消費税及び地方消費税311円)
- 2-2 初回加算
 - (現 行) 介護報酬 300 単位相当/月・・・3, 3 3 6 円(地域区分上乗せ含む) (300×11.12「2級地」)

初回加算にかかる一部委託料

- 1,301円(うち、消費税及び地方消費税96円)
- 2-3 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算
 - (現 行) 介護報酬 300 単位相当/月・・・3, 3 3 6 円(地域区分上乗せ含む) (300×11.12「2 級地」)

連携加算にかかる一部委託料

2,169円(うち、消費税及び地方消費税160円)